

食品表示と認証

食品の表示については、様々な制度が設けられており、いかに表示ミスを防止するか、食品の製造、流通に携わる表示担当者は日々悩ませていると思います。食品表示の正しさは、一義的には食品表示をおこなう者の努力と自覚によって保たれていますが、制度的には違反をおこなった者に対する指示、公表、罰金、懲役などの処分や罰則によって表示の正しさが担保されています。

消費者の側からこの制度を考えると、不正な表示をおこなった者は罰せられるとはいえ、今、自分の目の前にある食品の表示が正しいかどうか、信頼するためのなんらかの手がかりがほしいと思うのは自然なことです。食品表示法では、食品表示の正しさを保証しているのは食品表示を行う者です。食品表示を行う者が、自ら行った表示の内容を保証しています。当事者である食品表示を行った者以外に、誰かが表示の正しさを確認してくれれば一層の安心が得られるでしょう。

多くの事項が食品表示制度により義務とされていますが、例え一部の項目でも、全ての食品について、表示された事項の正しさを第三者が保証することは、コスト、手間などの面から難しそうです。表示と第三者認証が例外的に関連付けられているのが、有機農産物や加工食品に関する表示です。JAS 法により指定農林物資に指定されている有機食品や有機加工食品である旨を表示しようとするには、有機 JAS の認証取得が必要です。(地理的表示や地域団体商標もあるため)

第三者による認証にはそのためのコストが必要です。そのため、全ての食品についてあまり注目されない項目も対象に第三者が保証することは現実的ではありません。しかし、多くの消費者が注目し、しかも、価値がある項目については、消費者が追加の費用を払ってくれる可能性が高いので、第三者認証により表示の正しさを保証してもコストを回収できる可能性があります。この対象として考えられるのは、特色のある原材料として食品表示基準に取り上げられている表示事項です。特色のある原材料とは別に規定されている「遺伝子組換えでない」表示も対象候補でしょう。食材や原材料の取り扱い上、有機と似た性格を持つと考えられるベジタリアンやビーガンに適した加工食品については 2022 年に JAS が制定されました。ただし、ベジタリアンやビーガンは指定農林物資ではありませんので、JAS 認証を受けていなくとも、ベジタリアンやビーガンの食品である旨の表示を行うことは可能です。

これらの食品については、原材料が有している特性がそうした特性を持たない原材料との混雑や取り違えを防ぐことが重要になってきます。こうした考え方は、「Chain of Custody (CoC)」といい、ISO で議論が進められています。Chain of Custody を直訳すれば「厳重

な保管の連鎖」ですが、ISO 規格邦訳では「加工流通過程の管理」と意識しています。ISO 22095:2020「加工流通過程の管理—一般的な用語とモデル」では、CoC のモデルを以下のように定義しています。

(1) IP モデル(identity preserved model)

材料又は製品が単一ソースに由来し、それらの規定特性がサプライチェーン全体を通して維持される CoC モデル

(2) セグリゲートモデル(segregates model)

材料又は製品の規定特性が、最初のインプットから最終アウトプットまで維持される CoC モデル（筆者注：我が国の遺伝子組換え・大豆の IP ハンドリングが該当します。）

(3) コントロールブレンドモデル(control blending model)

一連の規定特性を有する材料又は製品が、一定の基準に従って、その一連の特性を有しない材料又は製品と混合され、その結果最終アウトプットに既知の割合の規定特性が生じる CoC モデル

(4) マスバランスモデル(mass balance model)

一連の規定特性を有する材料又は製品が、定義された基準に従って、その一連の特性を有しない材料又は製品と混合される CoC モデル

(5) ブックアンドクレームモデル(book and claim model)

サプライチェーン全体を通して、管理記録フローが必ずしも材料又は製品の物理的フローと結び付けられない CoC モデル（筆者注：電力が該当するとの注記がありますが、例えば持続的な方法で発電された電力はマスバランスモデルで扱えるとの意見もあります。）

2023 年末現在、(4) と (5) のモデルに対する要求事項及び手引きを作成するため、TC 308「加工流通過程の管理」において議論が進められています。これらの規格案は、もともとは持続的な生産方法によるパーム油、SAF（持続可能な航空燃料）、リサイクルプラスチックなどを念頭に議論がおこなわれていましたが、二酸化炭素の排出が少ない鉄鋼、持続可能な電力までカバーする可能性があり、規格が発行されれば規格を使用した第三者認証制度がすぐに活動を始める可能性があります。こうしたことが予想されるため、我が国の国内委員会には ISO 担当の経産省に加え農水省や環境省も参加し、議論の動向を注視するとともに意見提出を行っています。

食品表示と第三者認証制度は、今のところ直結する話題ではありませんが、現在、表示事項として取り扱われている事項への関心が高まり、表示に価値があると消費者に認識されるようになれば、第三者認証制度により表示の正しさを保証するサービスが出てくる可能性はあります。

令和 6 年 2 月 1 日